

条件付一般競争入札（価格競争）の共通事項

この共通事項は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 基本事項

- (1) 設計図書等の熟知
入札参加者は、県が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- (2) 入札書に記載する金額
入札は徳島県本庁舎来庁者駐車場カーゲート装置一式の年額の賃貸借料で行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（1か月分）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札保証金
入札保証金の納付については、免除する。
- (4) 入札執行回数
入札執行回数は1回までとする。
- (5) 開札の立ち会い
開札は、当該入札事務に関係のない職員の立ち会いの上、開札を行う。
なお、入札参加者の立会いは不要とする。
- (6) 入札・開札の延期及び中止
 - ① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - ② 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。
 - ③ 上記①、②の場合等、事情により開札の延期又は中止をした場合は、徳島県ホームページその他適当な手段により、当該入札案件の全ての入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

2 入札の無効

徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第24条に該当する入札又は次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 確認資料を持参又は郵送により提出する場合において、入札参加資格審査申請書等の提出のない者の入札
- (3) 記名のない入札
- (4) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5) 同一事項に対してした2通以上の入札
- (6) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (8) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

4 入札参加資格審査申請書等に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を入札公告の2(2)に示す期間に持参又は郵送により提出する。

なお、入札参加資格の有無はこれらの提出書類のみにより審査し判断するので、申請書や確認資料の提出漏れや記載漏れ、提出部数の不足がないように注意すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「申請書」という。）

入札に参加しようとする者の住所、商号又は名称、代表者役職氏名等の必要事項を記載し、押印の上提出すること。

- (2) 入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）

- ① 入札参加資格確認票（様式2）

- ② 納入物件等確認書（様式3）

- ③ 様式3に記載した内容が確認できる資料（任意）

様式3の「装置の仕様等」の欄に記載した内容を証明する資料（機器の姿図、カタログ等）を1部提出すること。

- ④ 工程表（様式4）

契約期間のうち、準備期間における概略工程表を明記すること。

なお、契約後の実工程（詳細工程）については、担当者との協議により決定するものとするので、準備期間中に物件が確実に納入できる計画を立案する意味でこの様式を作成すること。

- (3) その他

- ① 申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- ② 契約担当者は、提出された申請書等を入札参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。

- ③ 提出された申請書等は返却しない。

- ④ 提出期間終了後は、申請書等の差し替え、再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査に関する事項

- (1) 審査方法

原則として提出された書類により審査を行うので、記載漏れ、添付書類の不備がある者は、適合と認めない。

- (2) 審査結果の通知

令和8年4月17日（金）までに申請書等を提出した全ての者に対し、「入札参加資格確認通知書」により、審査結果を通知すると共に電話連絡を行うものとする。

6 落札者の決定等に関する事項

入札書の提出及び開札の執行後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

また、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、直ちに入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

7 契約締結手続

(1) 契約に使用する言語

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書の作成

この契約を証するため、書面により契約書を作成する。

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、5日以内に契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。

(3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

(4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(5) 落札者が、賃貸借契約を締結するまでの間において、4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合又は徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、当該賃貸借契約を締結しないこととする。

(6) 契約保証金

契約保証金の納付については、免除する。

8 支払条件等

(1) 賃貸借契約書の規定による。

(2) 契約金額の改定（変更契約）

この賃貸借契約に係る公租公課の増減が生じた場合、また、契約内容に変更が生じた場合は、賃貸借契約書の規定による変更契約により契約金額を増減するものとする。

9 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者には、入札参加資格不適合通知書を送付する。

参加資格要件を満たしていないとされた者は、管財課長に対して、その理由についての説明を求めることができる。説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

(1) 提出期限

入札参加資格不適合通知書を送付した日の翌日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に提出すること。

(2) 提出時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

入札公告に明示する「問合せ先」に記載の場所

(4) 回答

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に、書面により回答する。

10 入札に関する事項

(1) 入札参加資格審査申請書の提出

入札に参加する場合は、入札参加資格審査申請書等を持参又郵送の方法により提出すること。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する「問合せ先」に記載の場所

(2) 入札書の提出等

入札書は、徳島県ホームページに掲載している様式により作成し封かんの上、入札公告に示す期日までに、持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）の方法により提出すること。

また、入札書の提出を行うときは封筒の表に「物件名」、「入札参加希望者の住所及び称号又は名称」を記載し、「入札書在中」と朱書きした上で、提出すること。

なお、入札書の日付けは入札公告の2（2）記載の入札書提出期限とすること。

11 その他

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となることがあること。